

複合型公共施設における公民館・図書館機能について

1 趣旨

京田辺市では、文化ホールや中央公民館、中央図書館を複合化することにより、個々の施設における機能を超えて、様々な文化活動が“つながり”“ひろがる”広場のような新しい文化空間として機能し、新たに文化活動が生まれるなど、本市の持続的な文化活動の発展に寄与する複合型公共施設の整備を目指しています。

そこで、公民館及び図書館機能について、複合型公共施設へ移転した際の施設運営や整備の方向性を示すため、この「複合型公共施設における公民館・図書館機能について」を策定するものです。

2 公民館・図書館の課題

1) 中央公民館の課題（複合型公共施設基本構想抜粋を含む）

本市の生涯学習施設の中核施設である中央公民館は、昭和49(1974)年度に建設され、築後50年を経過しており、老朽化が進行しています。また、社会教育法に基づく利用上の制約や持続的な文化活動をする上で、運営面等に対して次のような現状と意見があります。

- ・施設や設備の老朽化が進んでいる。
- ・エレベーターが設置されておらず、バリアフリー上の課題がある。
- ・作品展示のスペースがない。
- ・サークル活動のための貸館としての利用が多く、利用者が固定化されている。
- ・利用者の年齢層に偏りがある。高齢者が多く、若年層が少ない。
- ・市民が受講できる講座は市主催の講座が主となっている。
- ・市主催の講座は初心者向けであり、ステップアップのための講座はない。ステップアップのためには、中央公民館登録サークルへの入会が必要となる。
- ・社会教育法に基づく施設であるため、原則として有料での講座等の開催は認められていない。
- ・原則として社会教育団体に対し使用許可をしており、個人的な利用ができないなどの制約がある。
- ・公民館の事業等を広く市民に周知できていない。
- ・学習者の相談に応じ、学習活動の支援を行う体制が不十分である。
- ・公民館講座で学んだ成果を市民が地域課題等の解決へ還元できる仕組みが不十分である。

2) 分館公民館の課題

- ・利用者が減少、固定化し、稼働率が低い。
- ・自治会の役員会等、限られた用途でしか利用していない。
- ・使用料収入が少なく、維持管理が難しい。
- ・習い事、葬儀等、集会所的な使い方も見受けられる。
- ・実際に社会教育事業があまり行われていない。
- ・常駐の職員がいない。

3) 社会教育法における公民館の規定について

公民館は、社会教育法において以下のような規定があります。

社会教育法（抜粋）

（公民館の運営方針）

第 23 条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

- 一 もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。

この規定により、公民館で実施しようとする事業がもっぱら営利を目的とした事業に該当するか、疑義が生じたケースがあります。

- ・地場産野菜を販売するマルシェを開催する。
- ・国際交流事業で招いた外国の人達が、収益のために自国の物品を販売する。
- ・講師が著作物やCD、作品等を販売する。
- ・講師が無料でイベントを開催し、自身の教室を紹介する。
- ・会社が、京田辺市民を対象に説明会を開催する。
- ・参加費を集めてコンサートや映画会を開催する。
- ・市民向けイベントの開催スタッフの昼食弁当を業者が販売する。
- ・講師が、地域の子どものためにそろばん教室を開催する。

社会教育施設としての位置付けを見直すことにより、使用の可能性が見込まれるものについて、以下のような事例があります。

- ・営利企業等による各種講座、資格取得講座・試験など
- ・市民団体等の主催事業によるチケット販売や物販、受講料等の徴収
- ・地元企業、産業関係団体による特産品等のPR事業
- ・フィランソロフィー（企業メセナ等も含む）など営利企業等による社会貢献活動
- ・コミュニティビジネスへの支援（スタートアップ講座など）

4) 中央図書館の課題

- ・従来型の図書館に留まっている。「普段から本を読む人」「本が好きな人」が来館する図書館であるため、年間での図書館利用者は全市民の約16%に留まっている状況である。貸出しを

含め、より多くの方に市立図書館に来館してもらうために、従来とは異なる新たなコンセプトの設定が必要である。

- ・ 一部の方にとって来館のハードルが高い。静かな環境を求める従来の利用者と、親子連れやグループで利用したい人との間に温度差があり、年齢や人数、障がいの有無など、誰もが気兼ねなく図書館を利用できるよう、新たなコンセプトに基づき、館内ルールやサービスの見直しを検討していく必要がある。
- ・ 「本を読みたくなる演出」が乏しい。開架冊数を増やすために、棚に隙間なく図書が配架されており、利用者が思いがけず新たな本に出会ったり、新たな興味や関心につながったりすることが生まれにくい状況である。本を借りる以外の目的や、特に目的がなくぶらりと図書館を訪れた方でも、思わず本を手にとってみたくなるような工夫やしかけが必要である。
- ・ デジタル情報の構築が不十分である。ICT技術の進展に伴い、今後デジタル情報がますます図書館に求められている。その中で、役割として京田辺市が所蔵する貴重な郷土資料などの地域資料をデジタル化し、永久的に保存する必要がある。また、図書館サービスの充実を図っていくために、電子図書の導入の検討を進める必要もある。インターネット予約のみならず、図書館をより身近な存在として利用してもらえそうな環境整備を整えることが課題となり、紙の資料はもちろん、様々な媒体の資料から市民が学び、情報を収集できる環境を整備することが必要である。

3 施設運営・施設整備の方向性

1) 公民館・図書館機能の方向性

- ▶ 誰もが気軽に行くことができる、行きたくなる施設
- ▶ 何でも知ることができる、学ぶことができる施設
- ▶ 人と出会い、つながることができる施設
- ▶ 学びをまちづくりに活かすことができる施設

これまでの課題をふまえ、複合型公共施設では、より多くの市民がつどい、「誰でもいつでも気軽に文化に触れ、活動できる環境づくり」の中心的役割を果たす施設とするために、以下のような事業を行っていく必要があります。

- ・ 市民ニーズをとらえ、現代的で多様な講座やイベントの開催
- ・ 図書館関連講座や図書テーマ展示の開催
- ・ 交流イベントの開催
- ・ 収益事業の規制緩和
- ・ 利用時間（図書館開館時間）の拡大

- ・予約や利用方法の利便性向上
- ・ICTの活用
- ・アウトリーチ活動による情報発信
- ・コーディネーターの育成、ボランティアの養成

2) 想定されるコンテンツの例

- ・サークル活動による市民の学び合い
絵画、書道、華道、陶芸、手芸、DIY、音楽、ダンス・舞踊、人形劇、語学、読み聞かせ、朗読、点字、健康・美容、料理、文芸、伝統文化、ビジネス、デジタル、育児、まちづくり、ボランティア 等
- ・創作活動支援事業（各種団体による公演、発表、展示活動）
サークル発表・展示、市民芸術家の個展・リサイタル、芸術家協会作品展、学校クラブ活動発表会、
- ・社会教育関係各種講座、研修会、スキルアップ講座
市民大学、資格取得講座（就業支援の観点）、図書館文学講座、カルチャースクール、大学講義・研究体験、天体観測会・文化芸術鑑賞事業（収益事業・興行含む）、パブリックビューイング（音楽・スポーツ）
- ・社会教育・市民交流関係イベント
京田辺市展、ハートフルフェスタ（人権作品の展示含む）、子どもの主張大会、郷土芸能まつり、インクルーシブコンサート、映画観賞会、視覚障がい者をつくる美術鑑賞ワークショップ、家庭教育セミナー、親育ち応援学習プログラム、子育て交流会、市民参画ワークショップ、こども食堂、国際交流イベント、サークル交流イベント
- ・子ども・若者に関するイベント
二十歳のつどい、こどものための音楽会、「匠の技」こども体験学習事業、市立中学校交流祭、こども映画会、子ども向けワークショップ（キッズ工作、人形劇、紙芝居、絵本専門士）、若者広場、若者議会、職業訓練、キャリア教育講座、婚活イベント
- ・地元産業等振興、交流事業
物産展、マルシェ、展示会、異業種交流会（ビジネス交流会）、リサイクル市、音楽市、アウトドア（BBQ）、星空飲み会（地元店舗によるバル）、就職フェア
- ・情報発信、来館者支援
施設案内（障がい者、高齢者、子ども、外国人等）、託児サービス、講座・サークル・イベント紹介、サークル体験会、出張講座・イベント

3) 必要な機能・設備の例

▶会議室、研修室（水道設備）▶文化ホール（音響室、調光室、映写室、リハーサル室、楽屋、コンサートピアノほか含む）▶音楽スタジオ（ドラム、ピアノ等大型楽器、録音、編集機材）▶ダンススタジオ▶和室▶調理実習室▶ものづくりスペース（絵画、書道、工作、デジ

タルアート、陶芸窯、3Dプリンターなど) ▶展示ギャラリー▶交流活動室▶ワークショップスペース

▶図書館メインスペース▶閲覧スペース▶閉架書庫▶おなはしの部屋▶デジタルコンテンツ視聴室▶点字図書室▶対面朗読室▶返却ブックポスト▶自動貸出機(ＩＣタグ)▶盗難防止ゲート▶レファレンスサービス▶図書除菌機▶拡大読書機▶予約図書受取コーナー▶電子図書館(デジタル情報サービス)▶移動図書館用車庫・書庫▶郷土資料スペース

▶ホワイエ(ギャラリー、ミニコンサート)▶多目的スペース(大型スクリーン完備)▶自習スペース(Wi-Fi、コンセント)▶市広報スペース(デジタルサイネージ)▶フリースペース▶市民交流ラウンジ(コンセント付きカウンター、カフェ)▶無料Wi-Fi▶飲食スペース▶インクルーシブ関連設備▶授乳室▶親子トイレ▶こども広場▶施設利用時託児サービス



クラフト作品の販売やワークショップ



ダンスレッスン



小規模なコンサート・発表会



ロビーコンサートによる音楽とのふれあい

4) 公民館としての位置づけの見直し

公民館については、社会教育の拠点として重要な施設ですが、「公民館」であるがゆえに社会教育法(第23条)における一定の制約により、市民の幅広い利用ニーズに応えられない場合もあることから、新たな施設においては、市民の主体的な学びや生涯学習活動への支援、市民活動やまちづくりの諸課題に対するための活動など、多様なニーズに対応していくため、中央公民館及び地域の分館公民館を幅広い視点で生涯学習を推進する場に転換するよう、社会教育施設としての位置付けについて見直すこととします。

その上で、社会教育法における地方公共団体としての任務を果たし、公民館の役割を継承する観点から、引き続き市民活動への支援を行うとともに、市が行う社会教育事業についても、新たな機能や施設の融合による効果を活用した一層の充実を図ります。

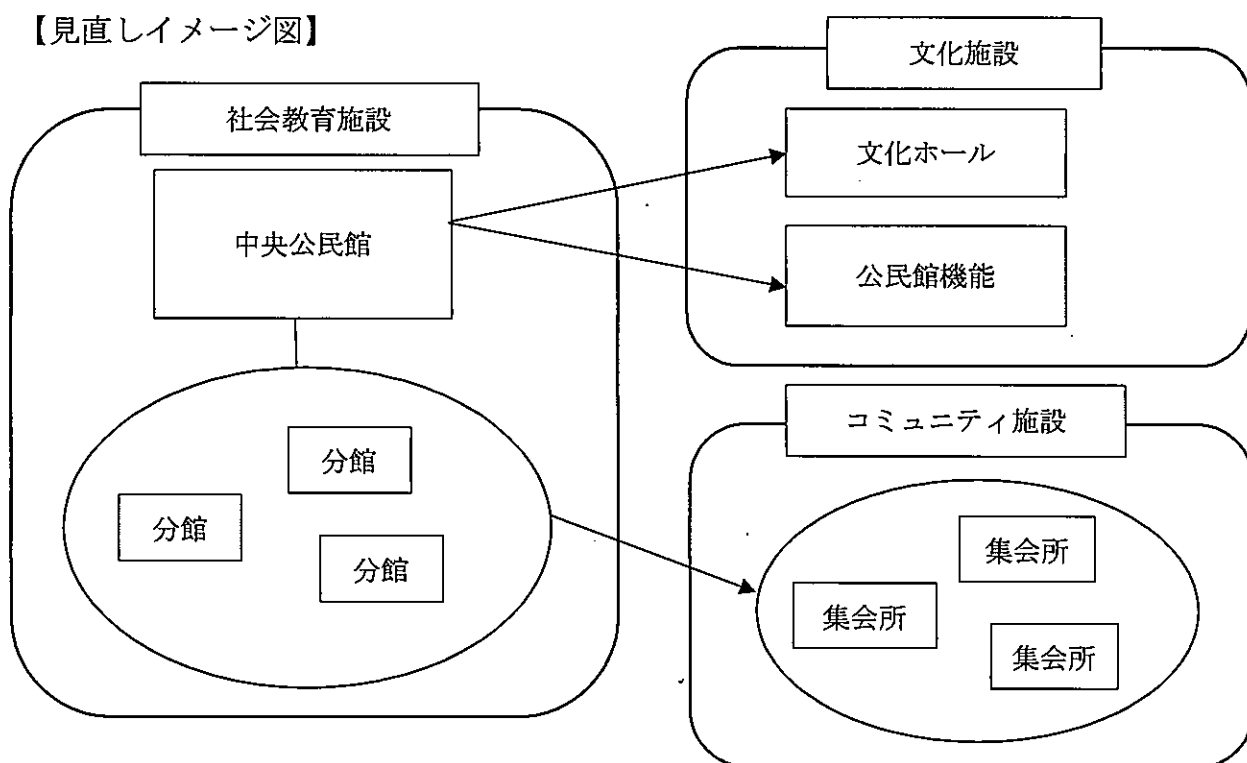
なお、中央公民館の一時避難所としての役割についても、京田辺市複合型公共施設整備

基本構想に示されているとおり、その立地特性を生かした防災機能施設として検討するものとする。

中央公民館は、新設される文化ホールと移転・拡充する生涯学習機能を合わせ、京田辺市の中心的文化施設としていきます。

中央公民館の社会教育施設としての位置づけ見直しに伴い、中央公民館の分館として設置された42の分館についても、社会教育的機能は保持しつつ、より地域に即した活動を柔軟に行えるように、社会教育施設としての位置づけの見直しを検討します。分館公民館からコミュニティ施設(地域の集会所)とした場合も、管理・運営は引き続き地域(区・自治会等)で行われます。

【見直しイメージ図】



5) 複合型施設における公民館・図書館機能の連携の考え方

複合型公共施設整備のコンセプトである、「みんなで創る“つながり”“ひろがる”文化の広場」の実現のため、事業の連携や多様な文化活動の交流など、複合化のメリットを活かした施設運営が必要であり、その実現のための施設整備を行っていきます。

